

第 4 号議案

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月 25 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

副市長及び常勤監査委員の退職手当に関する特例的な取扱いを定めるため、所要の改正を行うものであります。

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部 を改正する条例

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（国家公務員等から引き続き副市長等となつた者に対する退職手当の特例）

第5条 国家公務員等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）を退職した者で、当該退職した日又はその翌日に副市長又は常勤監査委員（以下「副市長等」という。）となつたもの（以下「特例対象者」という。）については、その者の国家公務員等としての勤続期間（当該国家公務員等に対する退職手当に関する規定による勤続期間をいう。以下同じ。）は、副市長等としての勤続期間（一般職の職員の例により計算した勤続期間をいう。以下同じ。）に通算する。ただし、当該国家公務員等を退職したときに退職手当の支給を受けた者については、当該退職手当の額の算定の基礎となつた勤続期間は、副市長等としての勤続期間に通算しない。

- (1) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する常時勤務に服することを要する国家公務員
- (2) 常時勤務に服することを要する一般職に属する地方公務員（府中市職員退職手当条例（平成25年3月府中市条例第17号）第2条に規定する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項、第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者並びにこれらに準ずる者として市長が認める者を除く。）

2 特例対象者の退職手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 副市長等としての勤続期間及び副市長等を退職した日におけるその者の副市長等としての給料月額を基礎として、前条第2項の規定の例により計算

した額

- (2) 前項の規定により副市長等としての勤続期間に通算される国家公務員等としての勤続期間及び副市長等となる直前の国家公務員等を退職した日に受けていたその者の俸給又は給料の月額（当該俸給又は給料の月額に改定があったときは、副市長等としての退職の日における改定後の俸給又は給料の月額）に相当する額を基礎として、一般職の職員の例により計算した額
- 3 特例対象者が副市長等を退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び副市長等となつたときは、引き続いて在職したものとみなし、前条第1項の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。
- 4 特例対象者が副市長等を退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び国家公務員等となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 第2項の規定により難い特別な事情がある場合においては、市議会の議決を経て別に定めることができる。

別表第2中「第7条」を「第8条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。